

# 広域農道整備事業の現状と検討の背景

平成14年12月17日  
農林水産省農村振興局

# 1. 広域農道整備事業の概要

## (1) 農業用道路とは

農道は、農業生産に直接的な関わりを持つ農村地域の道路である。

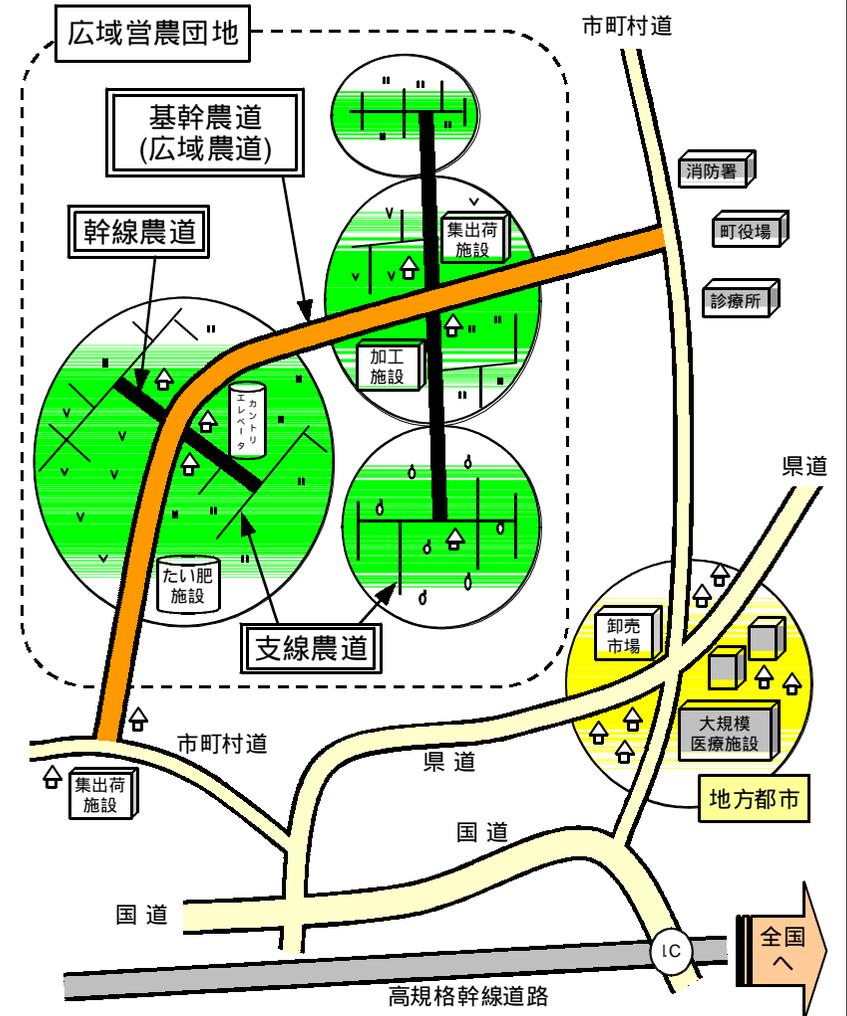
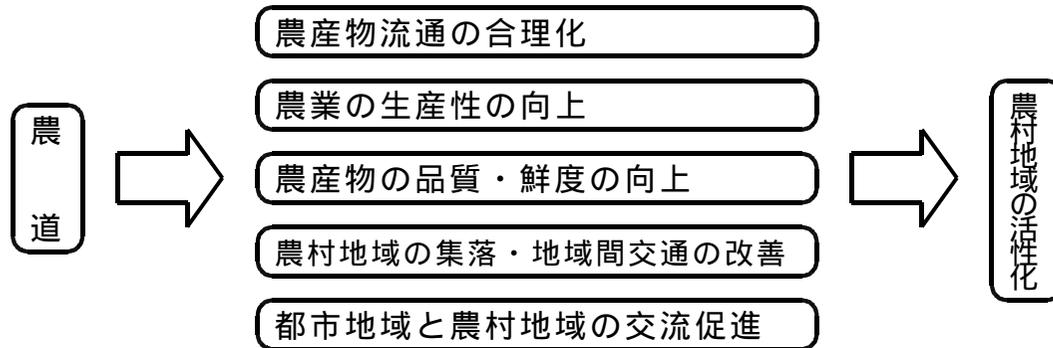
農道の整備は、農地と農地、農地と集落・集出荷施設等を結び、農業の生産性の向上、農産物流通の合理化を図るとともに、日常生活面で利用されるなど農村環境の改善に資するものである。

これに対し、一般道路は、一般交通の用に供し、道路交通の円滑化と安全の確保を図る目的で整備するものである。

農道と一般道路の比較

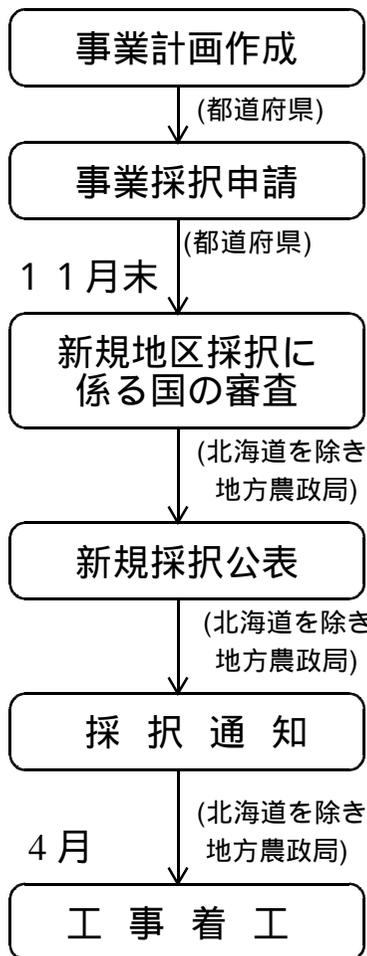
	農道整備事業	道路事業
根拠法令	・土地改良法	・道路法、高速自動車国道法など
目的	・農業の生産性の向上 ・農業構造の改善など	・道路網の整備 ・交通の発達に寄与
対象地域	・農業振興地域	・指定又は認定された路線 (道路法等)
路線計画	・農地と集落又は農業施設、 農業施設と一般道路を結び ・受益地及び受益者を特定	・都市と都市、地方又は交通 拠点を結び ・受益地及び受益者は不特定
延長	・ 6万 km	・ 117万 km

注) 農道整備事業の延長は、広域農道、農免農道、一般農道、旧団体営農道の合計。  
道路事業の延長は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の合計。

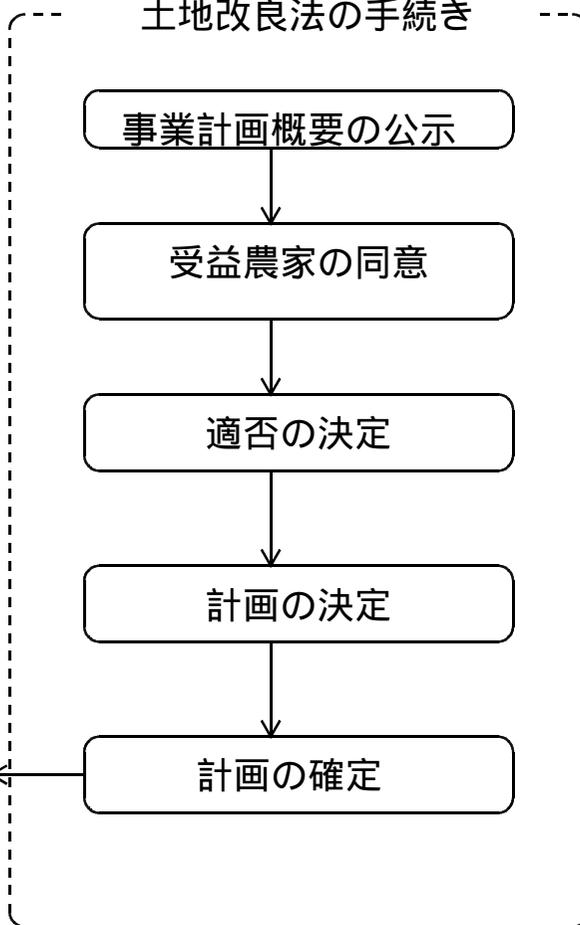


# 広域農道整備事業の実施フロー

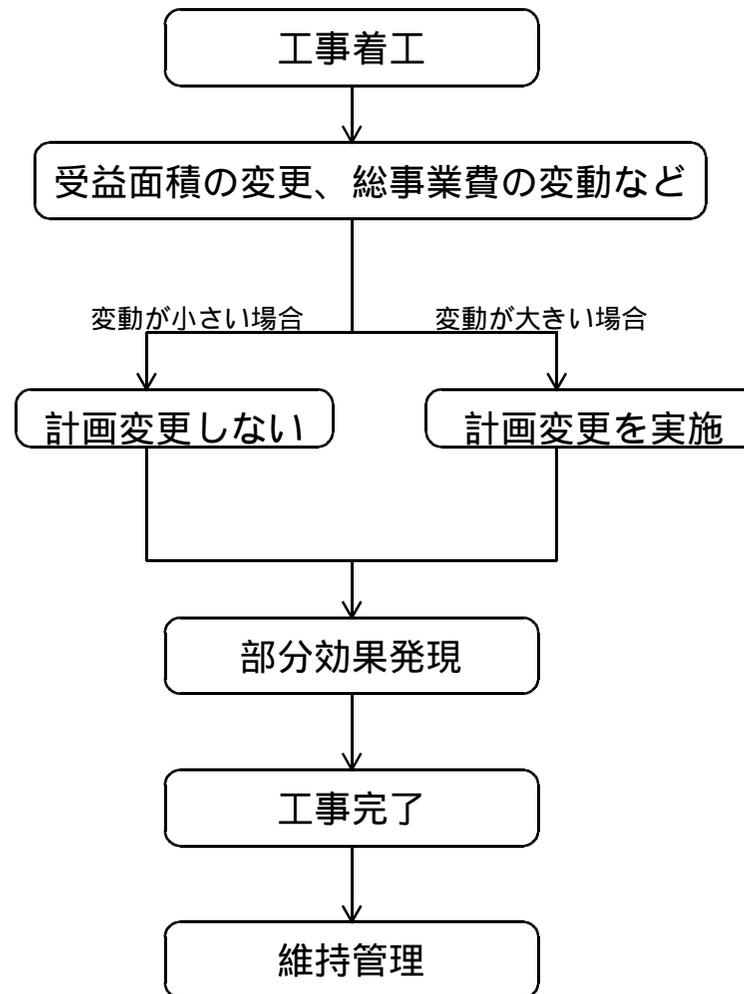
## 地区採択までの流れ



## 土地改良法の手続き



## 着工から維持管理までの流れ



一般的に都道府県の管理委託または財産譲与を受け、市町村が維持管理

( 2 ) 広域営農団地整備計画と広域農道

需要の状況や地域の特性を踏まえ、広範な農業地域を対象に基幹となる作目に係る生産基盤、農業近代化施設等を総合的に整備し、日本農業の担い手となる広域営農団地を育成。

広域営農団地育成対策の一環として、各施設を結びつけるとともに、農産物流通、消費地へのアクセスのための基幹農道として広域農道を整備。

広域営農団地整備計画とは

広域営農団地整備計画は、自然的、社会的、経済的諸条件を同じくする広範な農業地域につき、地域の基幹となる作目に係る生産から流通・加工までの各段階の有機的一体的な整備を行い、広域的な生産団地の形成を図るための基本となる計画である。  
(昭和46年度～)

広域農道とは

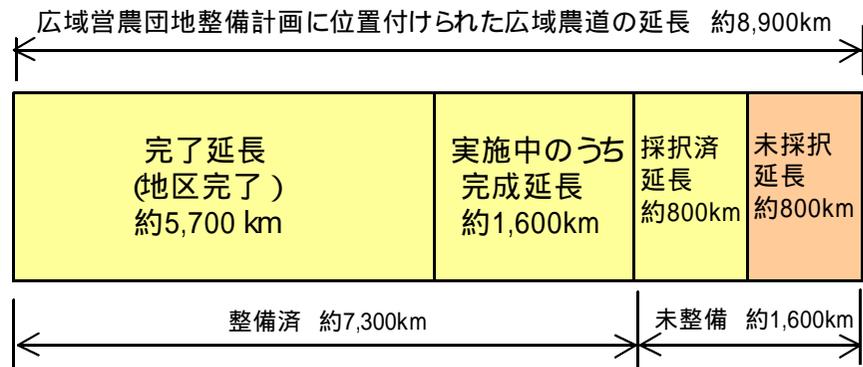
広域農道は、広域営農団地整備計画に位置付けられた農道であり、農産物の集出荷、流通、加工の各段階、各施設を有機的に結びつけるとともに、インターチェンジへ通じる幹線道路等へのアクセスの改善を図る広域営農団地における農道網の基幹となるものである。

広域営農団地整備計画の策定状況



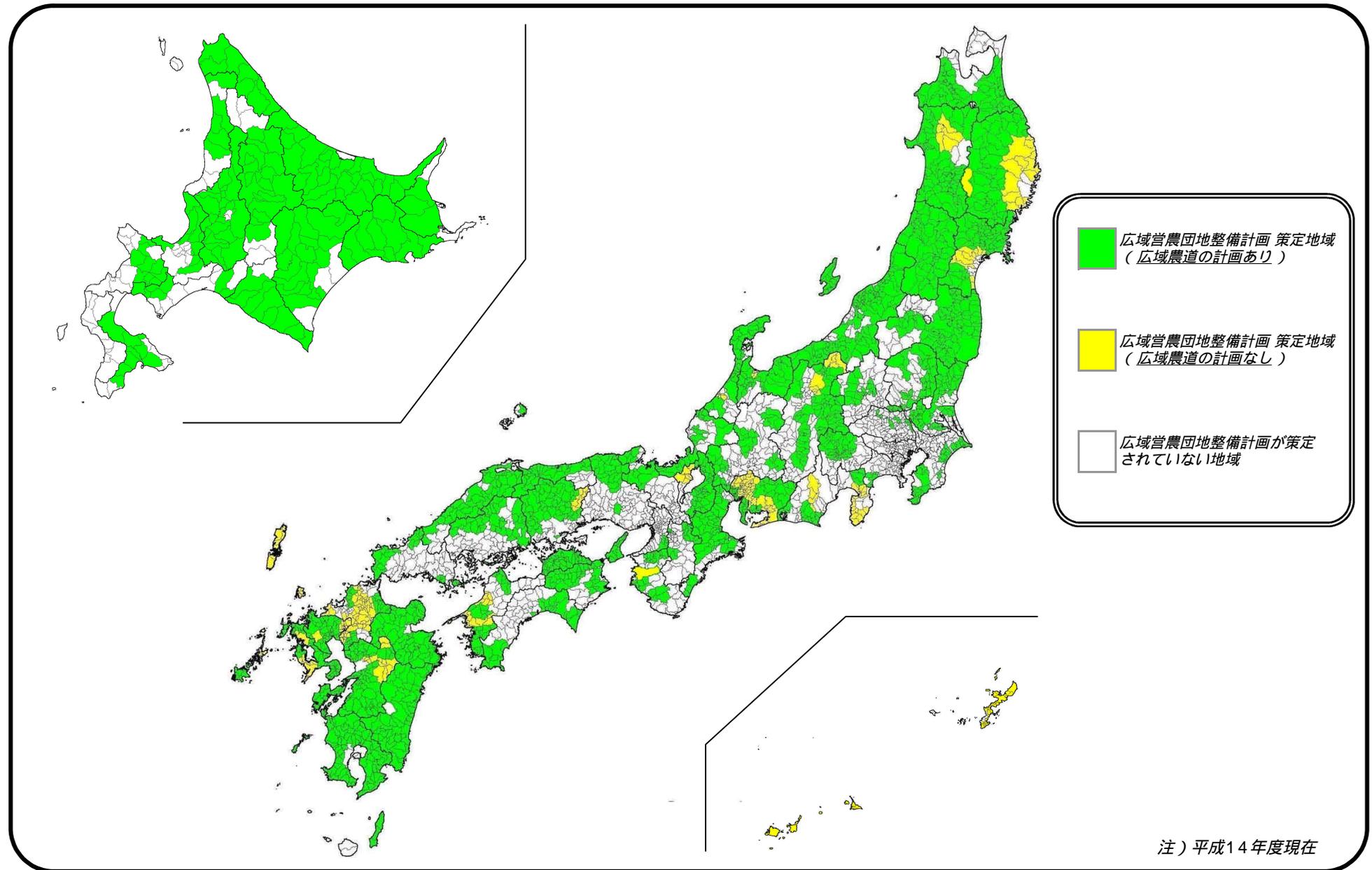
ここで示す農地面積は、耕地面積と耕作放棄地を足したものである。

広域農道の延長



### (3) 広域営農団地整備計画の策定状況

広域営農団地整備計画については、一部の都市部と山間部を除いて、日本全国で策定されている。



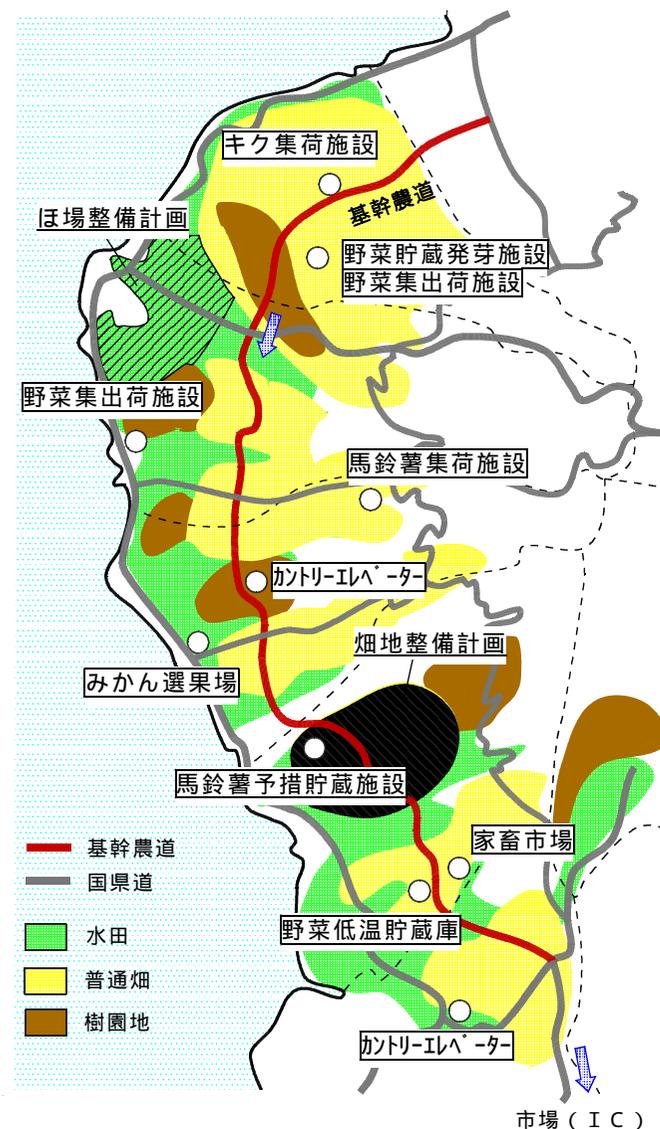
## (参考) 広域営農団地整備計画の内容

### 広域営農団地整備計画の内容

- 第1 広域営農団地の区域
- 第2 広域営農団地の整備の基本構想
  - 1. 広域営農団地の農業概況
  - 2. 広域営農団地整備の基本構想
    - (1) 基幹作目
    - (2) 基幹作目の生産・流通等の将来展望
    - (3) 農業経営の目標
    - (4) 整備の基本的方向
- 第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する計画
  - 1. 整備開発の構想
  - 2. 整備開発計画
    - (1) 農道整備事業の計画
    - (2) その他の広域的な事業の計画
- 第4 農業近代化施設の整備に関する計画
  - 1. 整備の構想
  - 2. 整備計画
- 第5 広域営農団地の管理運営組織の整備に関する計画
- 第6 農業生産団地の形成等との関連

- ・計画は概ね10年を見通して作成
- ・「広域営農団地の整備のための農業振興地域整備計画の策定について（S46農政局長通達）」による

### 広域営農団地整備計画のイメージ

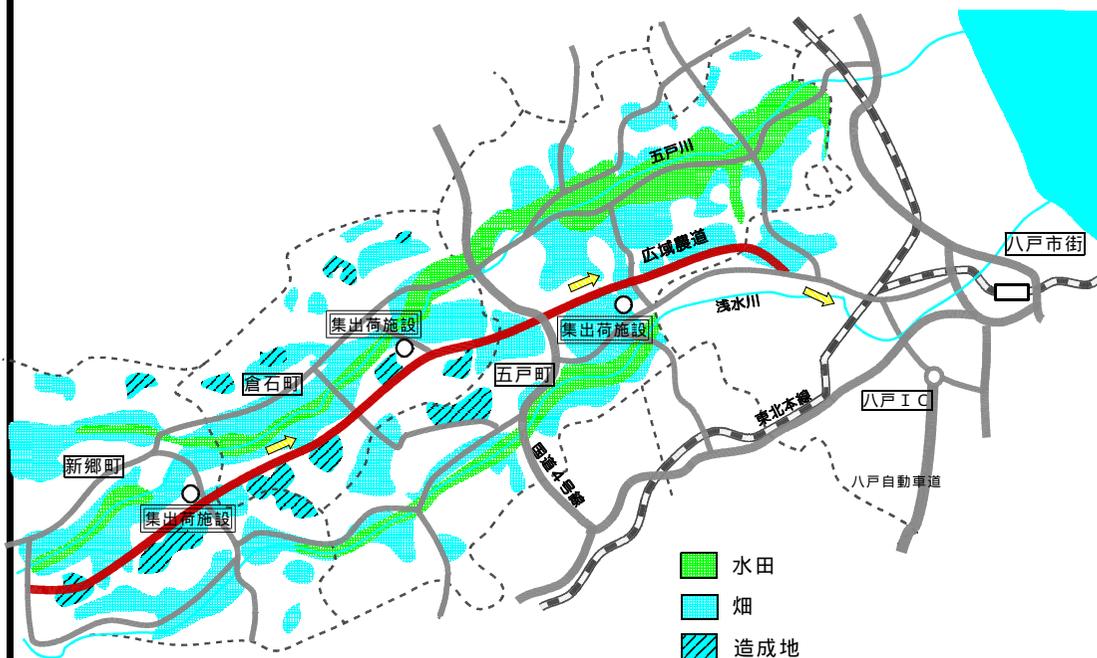


(4) 広域農道の効果

「青森県 五戸地区」

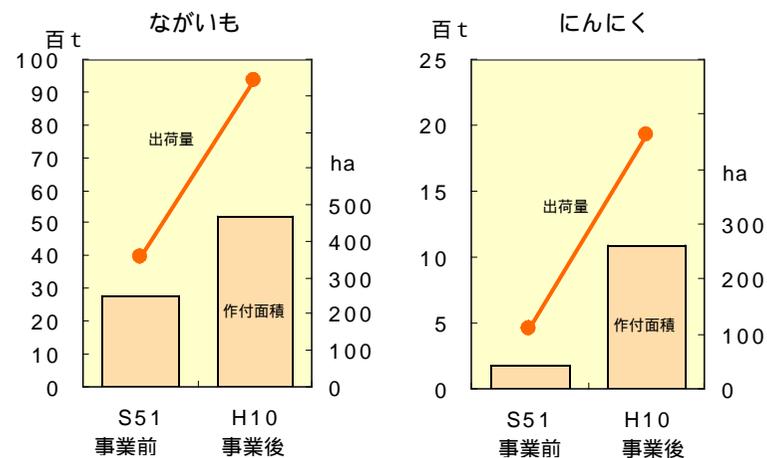
青森県五戸地区では、国営農地開発事業と広域農道整備事業の相乗効果が発揮され、ながいも、にんにくの主産地が形成されました。

農道整備による産地形成「五戸地区」

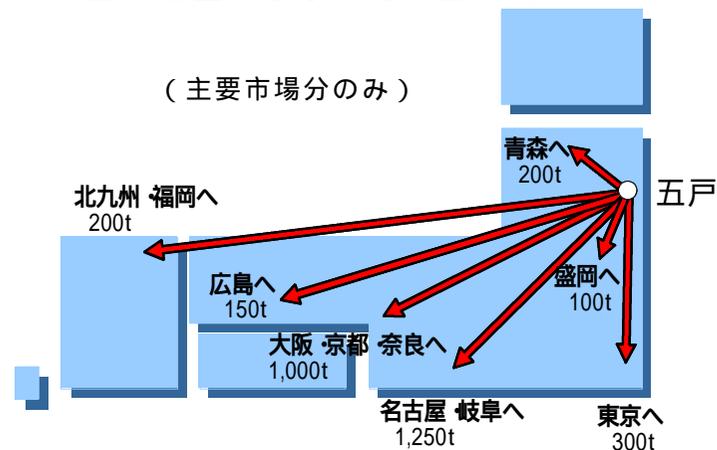


事業名	事業期間	事業量
農地開発事業 「五戸台地地区」	S59～H9	357ha
広域農道 「五戸地区」	S52～H8	25km

ながいも・にんにくの作付面積・出荷量



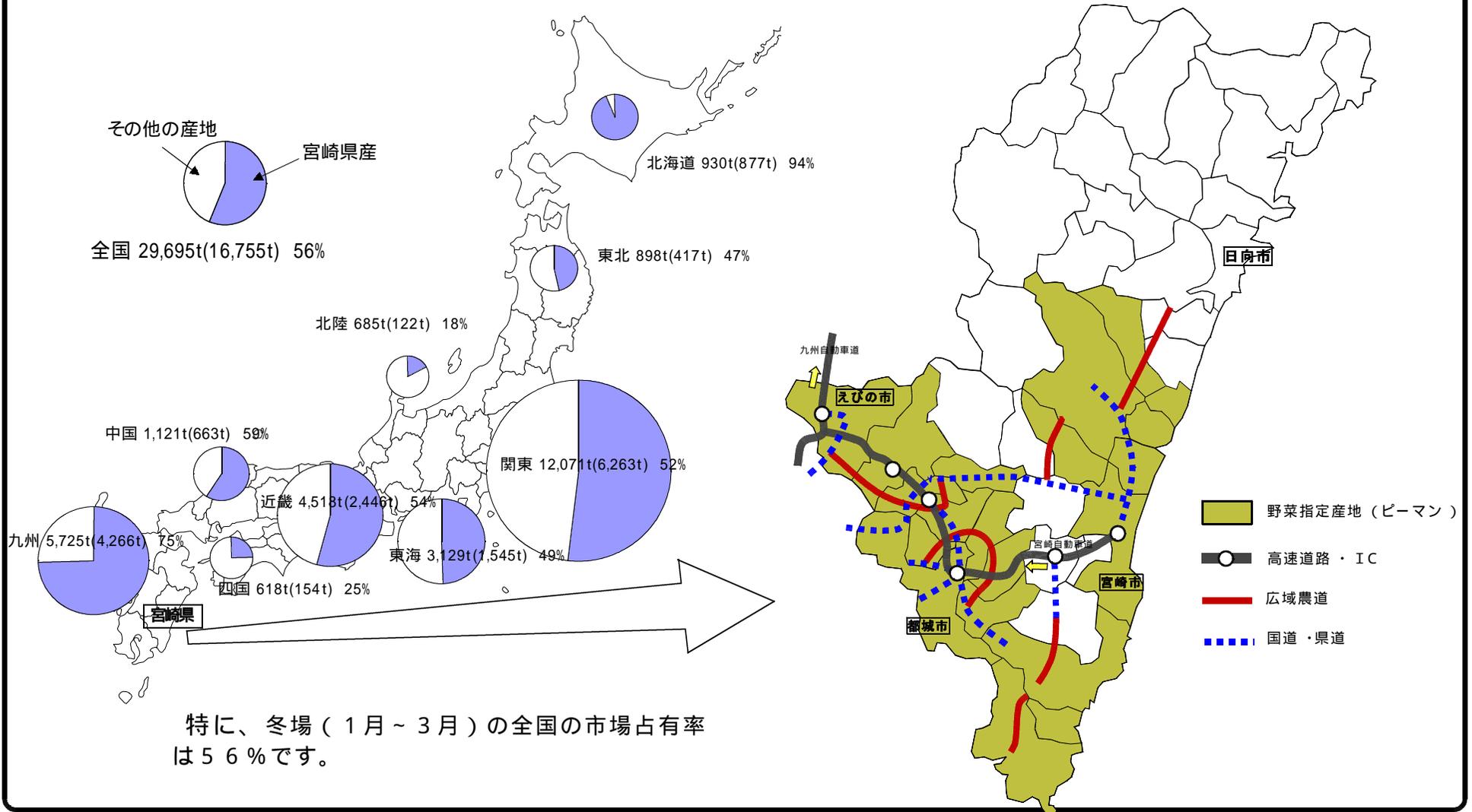
五戸地区のながいもの出荷先



## 「宮崎県の広域農道」

宮崎県では、産地と高速道路を広域農道で有機的に結びつけ、一大園芸地帯を形成しています。ピーマンは全国の出荷量の25%を占め全国1位となっています。

ピーマンの市場取扱数量とその割合（平成11年1月～3月）



( 5 ) 平成 1 2 年度総点検の概要

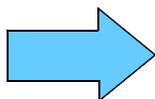
効率的な事業の実施を行うために、工期の長期化への対策、新規採択地区における施工順位の明確化、府省間の調整と連携の観点で広域農道整備事業の見直しを実施。

広域農道整備事業の工期の長期化への対策

【課題】

実施状況を緊急点検し、工期が長期化している地区については、残事業の必要整備量等を早急に見直す必要がある。

事業の早期完了を図るとともに、事業の計画的・重点的实施を図る観点から、新規採択については抑制的に扱うこととすべきである。



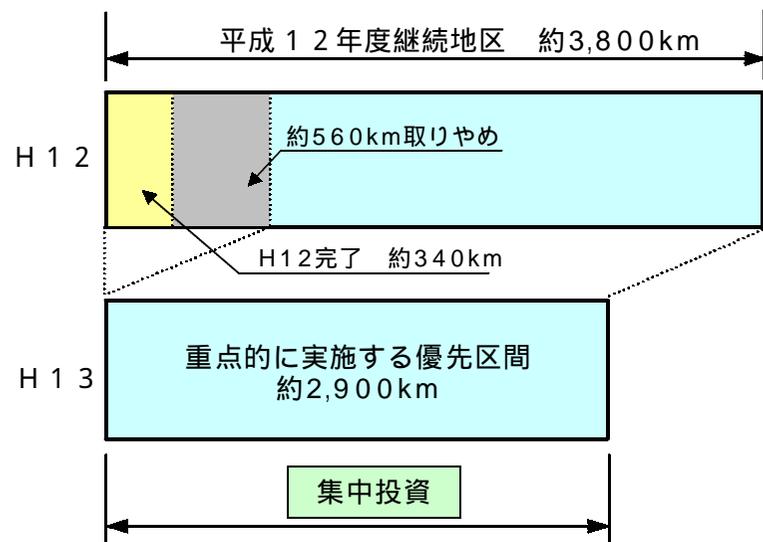
【措置状況】

広域農道整備事業の工期の長期化に適切に対処する観点から、平成 1 3 年度新規地区採択を停止し、継続地区への重点的な予算配分により事業地区の早期完了を推進

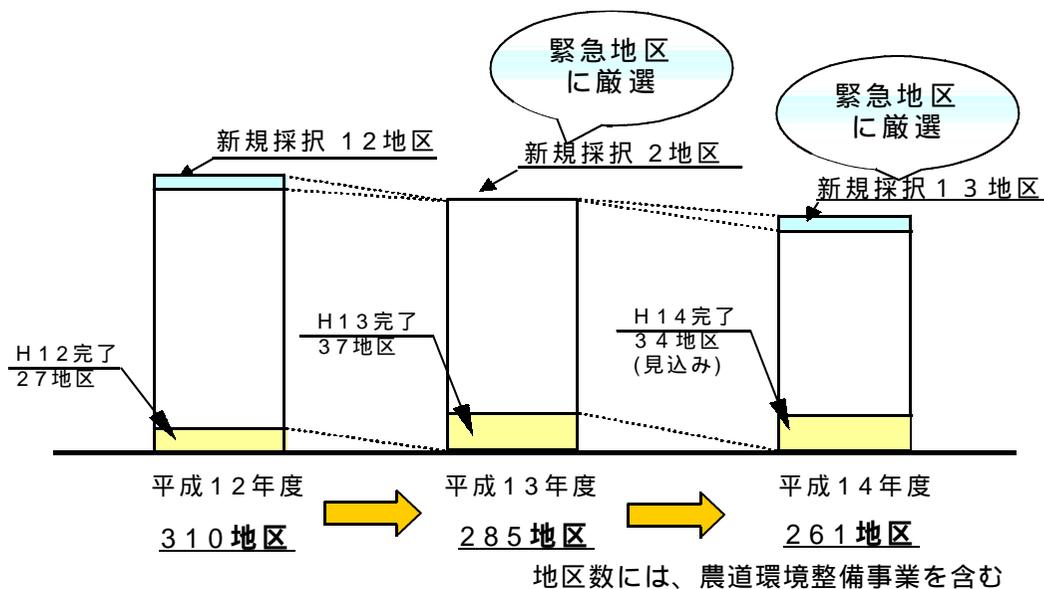
【対応方針】

実施地区すべての総点検を踏まえ、今後必要な計画変更等を速やかに実施。

緊急性の低い路線約 5 6 0 k m を取りやめ

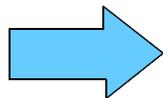


新規採択の抑制・集中的投資による地区数の減少



## 広域農道の施工順位の明確化

計画的な事業管理を徹底し効果の早期発現を図るため、今後は、事業の採択時に事業主体において工事実施方針及び施工順序の明確化を図ることが必要である。



### 【措置状況】

広域農道整備事業については、工期が10年以内で、効果の早期発現を可能とする新たな事業管理方式を導入。

### 【対応方針】

適切な施工計画によりトンネル・橋梁等の大規模構造物を計画的に実施し、ボトルネックを解消。

## 限度工期の設定

事業効果の早期発現を図るため、今後の新規採択にあたっては、事業毎に設定された限度工期以内の地区に限定して採択。

### 広域農道整備事業

平均工期 約18年

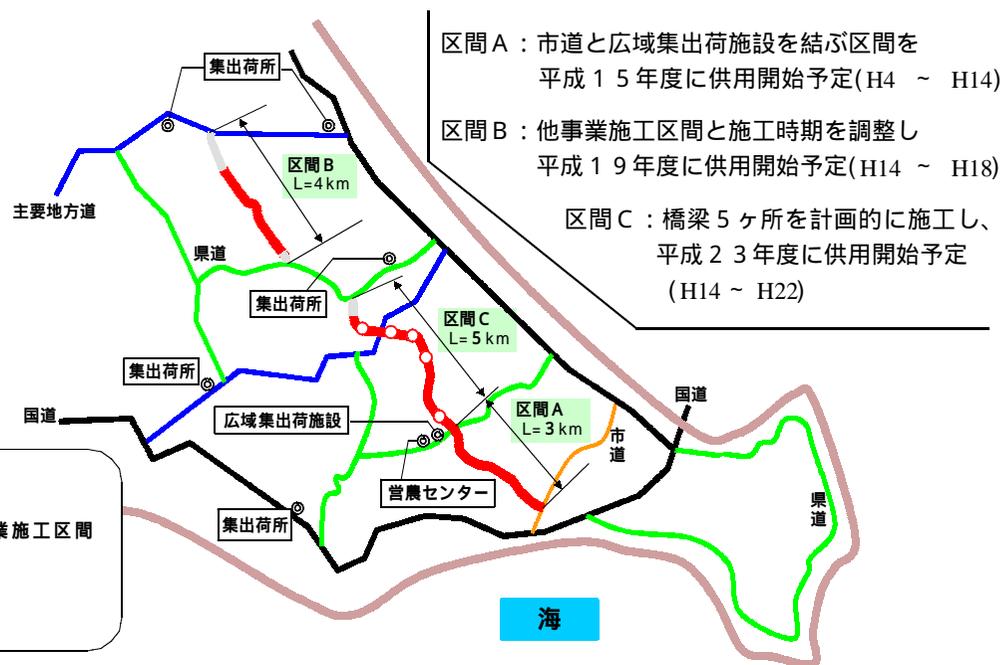
限度工期 9年

H10~H12に完了した地区の平均工期

## 適切な施工計画による事業効果の早期発現

### 【T地区の事例】

他府省又は地方単独事業との施工調整や橋梁5ヶ所を計画的に実施することにより、順次部分供用を開始し、事業効果の早期発現を図る。

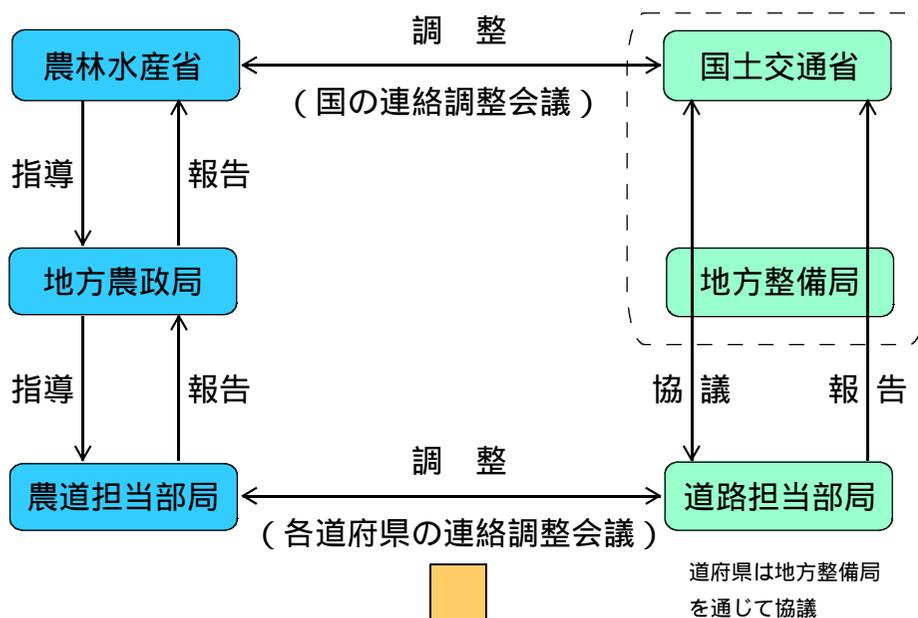


## 府省間の調整と連携

### 連絡調整会議（国土交通省）

農林水産省と国土交通省との間、都道府県の担当部局間において平成7年度から連絡調整会議を設置し、緊密に協議、調整

- ・地域の幹線道路の計画と広域農道等の整備計画の調整
- ・相互に関連する農道事業と道路事業の進捗調整
- ・その他



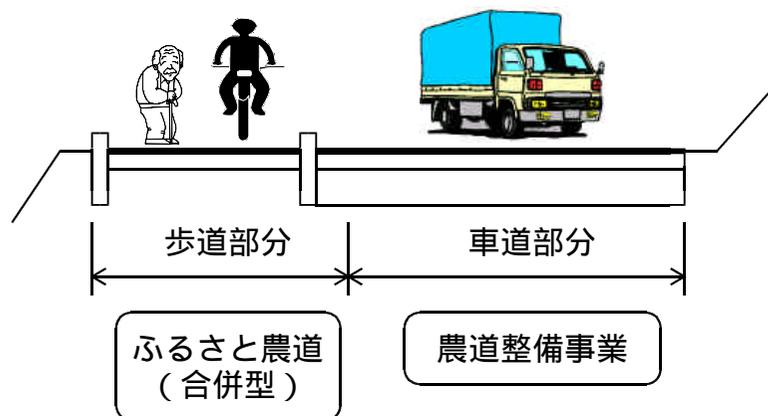
### 総務省との連携事業（ふるさと農道緊急整備事業）

地域が緊急に対応しなければならない課題に对应して早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農村の振興と定住環境の改善に資するため、農林水産省と総務省が協力して国庫補助事業と地方単独事業を効果的に推進。

期間：平成5年度～平成14年度（延長する方向で協議中）

- ・農道整備事業（補助事業）と地方単独事業を組み合わせ実施

（促進型：農道整備事業として採択された路線の一部を地方単独事業で実施  
 合併型：農道整備事業に併設又は合併して地方単独事業を実施）

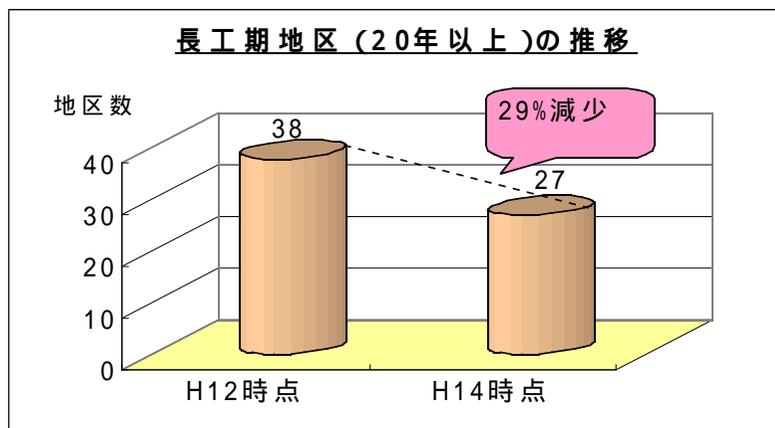


- ・農道の整備を地方単独事業として単独で実施（単独型）

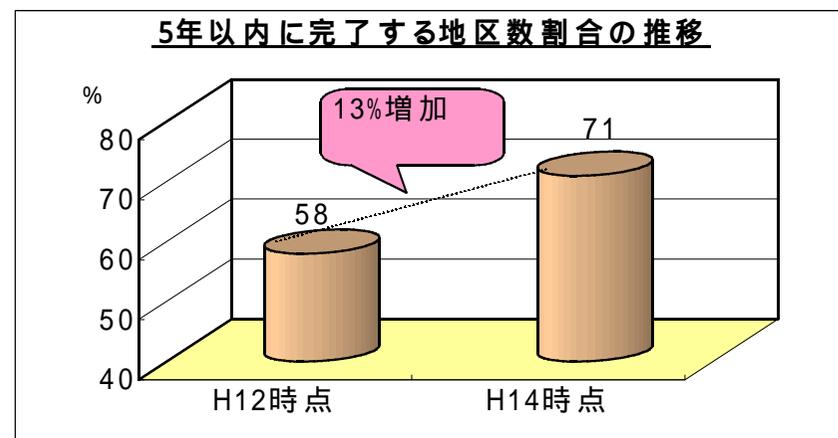
( 6 ) 総点検を踏まえての現状

平成12年度の総点検により、適正な事業管理を進め、継続地区の早期効果発現を目指す。

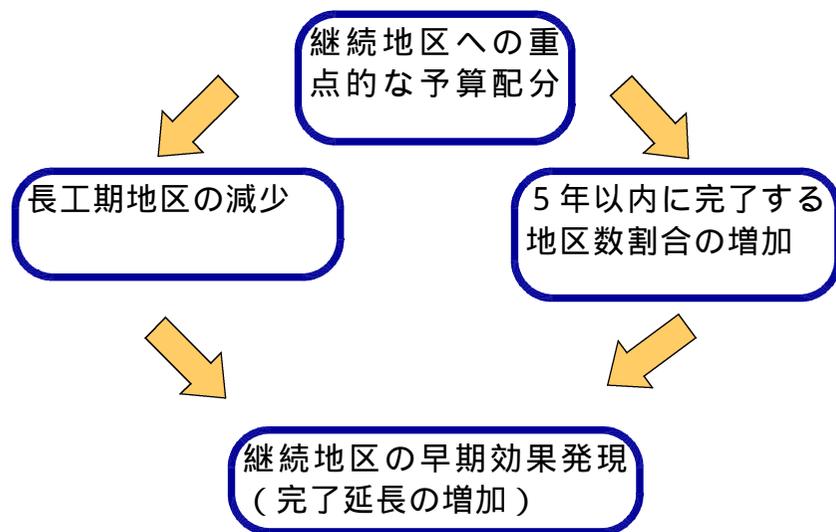
長工期地区（20年以上経過した地区の状況）の推移



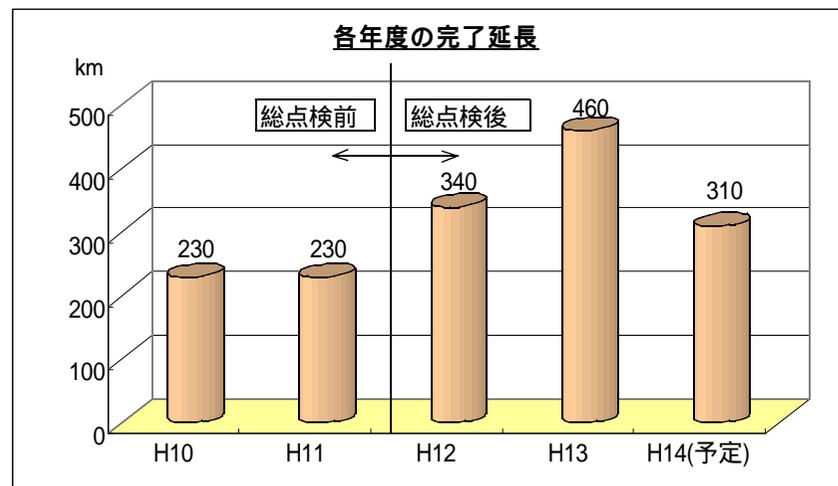
5年以内に完了する地区割合の推移



総点検の効果



完了延長の推移



## 2 . 検討の背景

### 1 . 農業情勢の変化

耕地面積・耕地利用率の減少

農業生産量の減少

農家人口、農業就業者人口等の減少

JA 合併の進展

### 2 . 社会情勢の変化

農村における混住化の進展

一般道路の改良の進展

### 3 , 行財政改革等の動き

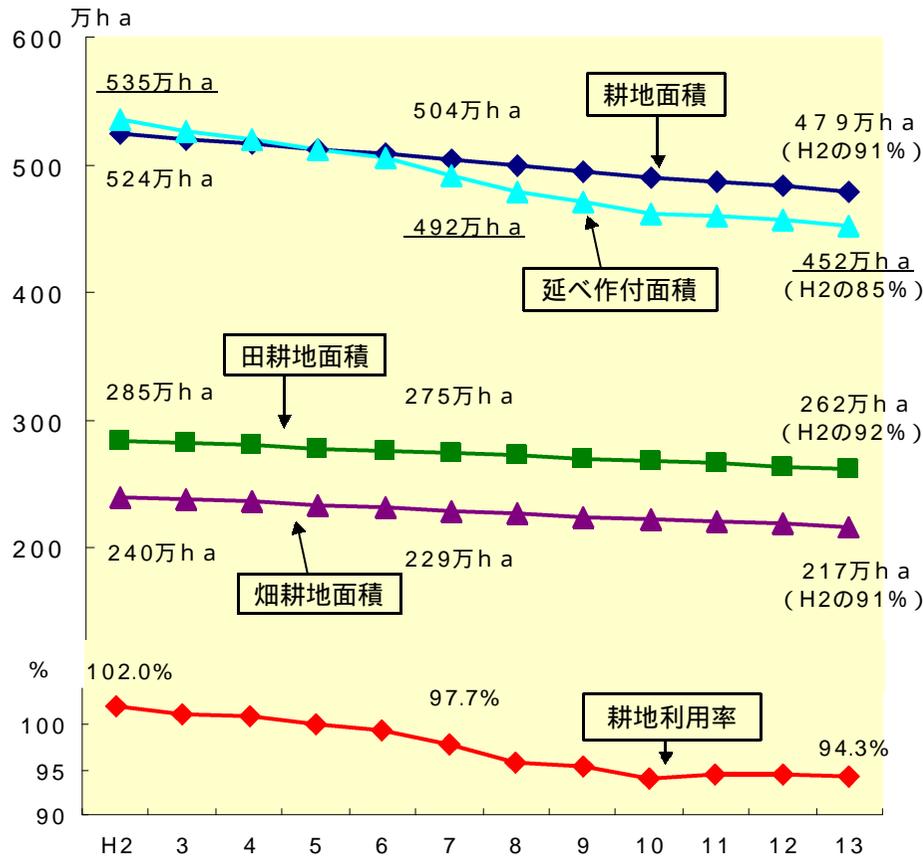
地方分権改革推進会議

経済財政諮問会議

(1) 農業情勢の変化

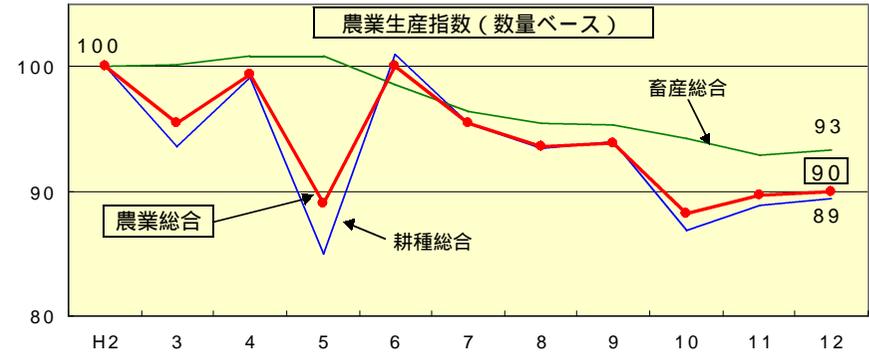
転用・耕作放棄地の増加等により、耕地面積は継続して減少。また、耕地利用率も低下。  
 農業生産指数（数量ベース）は、H2を100とするとH7が95、H12は90と減少している。  
 農家人口、農業就業人口、基幹的農業従事者数についても、減少が続いている。

耕地面積・耕地利用率の減少



資料):「耕地及び作付面積統計」

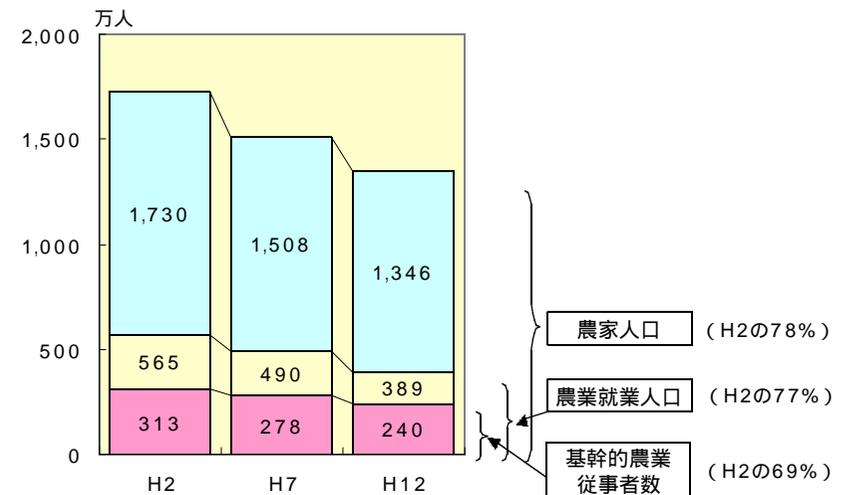
農業生産量の減少



H2 農業生産（数量ベース）を100とする指数

資料):「農林水産業生産指数」

農家人口、農業就業人口等の減少



資料):「農(林)業センサス」

## (2) 社会情勢の変化

農村における混住化の進展や一般道路の改良が進んできており、これらの社会情勢の変化は、広域農道の整備の必要性を見直す要因の一つ。

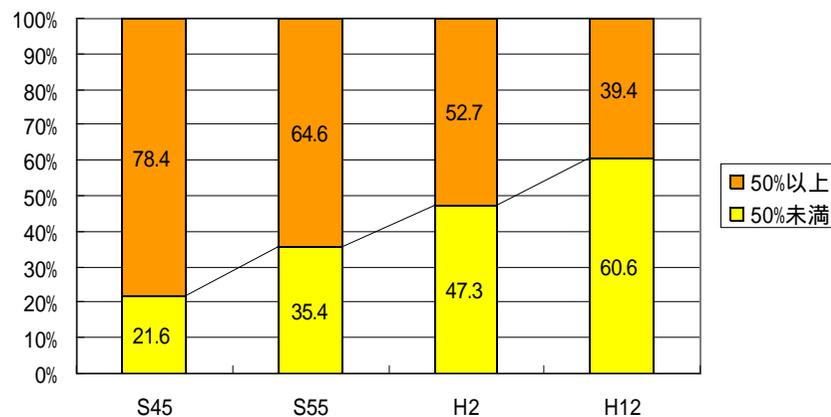
### 農村における混住化の進展

昭和45年は、農家率が50%未満の農業集落<sup>1</sup>数が約20%であったのが、平成12年には、約3倍の約60%以上を占める状況となっている。



農村では混住化が進展し、農業生産活動に従事しない住民が増加し、広域農道の農外利用が拡大してきている。

農家率別農業集落の構成比の推移



<sup>1</sup> 農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことであり、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な地域のことである。

資料):「農(林)業センサス」

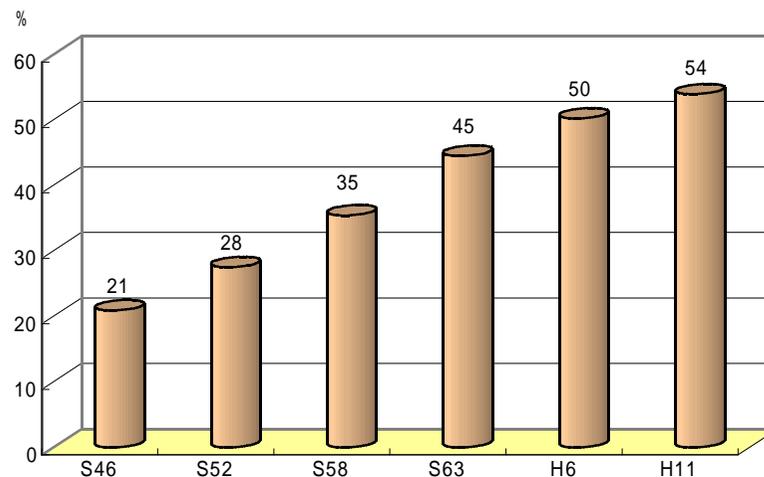
### 一般道路の改良済率の推移

広域農道整備事業の制度が創設された昭和40年代半ばには、一般道路<sup>2</sup>の改良済率<sup>3</sup>は21%だったのが、平成11年度には54%に増加。



農産物流通の合理化に活用できる一般道路が増加してきている。

一般道路の改良済率



<sup>2</sup> 一般道路とは、高速自動車道を除いた一般国道～市町村道の計  
<sup>3</sup> 改良済率とは、車道幅員 5.5m 以上に整備された一般道路の率  
 資料):「道路統計年報」

### ( 3 ) 行財政改革等の動き

地方分権改革推進会議の最終報告において、公共事業の対象となる公共施設等の性格に応じた重点化により、国と地方の役割分担を行うべきとの報告がなされ、これを受けて農林水産大臣が経済財政諮問会議の場で広域農道の見直しを表明。

#### 見直しに至る経緯

平成14年10月30日  
地方分権改革推進会議の最終報告  
～事務・事業の在り方に関する意見～

#### 【内容】

公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方を見直す観点から行われるものであり、また、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で検討。

公共事業の対象となる公共施設等の性格に応じた重点化



( 地方分権改革推進会議の最終報告を受けて )

平成14年11月1日  
第33回経済財政諮問会議  
農林水産大臣発言

#### 【内容】

「広域農道については、抜本的な見直しを行うこととし、地方単独事業や、他府省事業との代替の可能性や産地の形成の観点から、第三者委員会の提言を踏まえ、検討を進める。」

## (参考) 平成12年度の見直しと今回の検討との比較

平成12年度は、実施地区における早期効果発現に向けての事業管理を中心に見直しを行ったものであり、今回は今後実施が予定されている地区における必要性を踏まえた重点化と効率的な事業実施を行うための検討である。

項目	平成12年度の見直し	今回の検討
背景	公共事業の抜本の見直し	地方分権改革推進会議の最終報告を踏まえた国と地方の役割分担
範囲	平成12年度において実施されている広域農道(約3,800km)を対象。	広域営農団地整備計画において、今後新たな整備が見込まれる広域農道(約800km)を対象。
内容	早期の効果発現に向けた事業管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期の長期化への対策</li> <li>・新規採択地区における施工順位の明確化</li> <li>・府省間の調整と連携</li> </ul>	産地の形成に資する路線に重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域営農団地整備計画に基づく基幹農道としての必要性の検証</li> <li>・他事業での代替及び既存道路活用の検証</li> </ul>
結果	平成13年度新規採択を停止し、継続地区への重点的な予算配分により、実施地区の早期完了効果が10年以内で効果の早期発現を可能とする新たな事業管理方式の導入。 一般道路等他事業との連携を積極的に推進。	
手法	第三者委員会の提言を踏まえ、農水省が見直し方針を決定。その方針に基づき事業主体(都道府県)が見直しを実施。	同左